令和９年度

入　園　案　内

保育園
認定こども園
小規模保育施設

養老町役場　住民福祉部子ども課
☎０５８４－３２－５０７８

○子ども・子育て支援新制度について

平成２７年度より子ども・子育て支援新制度が始まりました。**保育所等を利用する場合は保護者がお住まいの市町村から認定を受ける必要があります。**また、認定区分により利用できる内容が変わります。

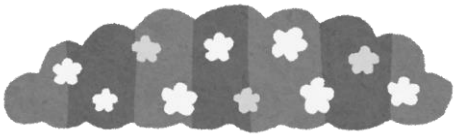

【入園できるお子さん】

月齢３ヶ月～就学前までの児童。

【支給認定区分と内容】

支給認定区分	利用できる施設	対象となる状況	利用できる時間
１号認定	認定こども園	お子さんが満３歳以上で教育を希望される場合	教育標準時間 (概ね４時間)
２号認定	保育園 認定こども園	お子さんが満３歳以上で保護者（両親またはひとり親）が「保育の必要な事由」に該当しており保育を希望される場合	保育短時間 (最長８時間) または 保育標準時間 (最長 11 時間)
３号認定	保育園 認定こども園 小規模保育施設	お子さんが満３歳未満で保護者（両親またはひとり親）が「保育の必要な事由」に該当しており保育を希望される場合	

【保育短時間・保育標準時間】

原則的な保育時間は「保育短時間（８時間）」ですが、保護者（両親もしくはひとり親）の１ヶ月の就労時間が１２０時間以上の場合は「保育標準時間（１１時間）」の利用が可能です。

１ヶ月の就労時間は、保護者の内、短い人の就労時間を適用します。

また、就労以外の事由でも「保育標準時間（１１時間）」の利用が可能な場合があります。

保育標準時間の利用が可能な場合でも、申し出により保育短時間の利用が可能です。

【保育認定の有効期間】

１号認定の有効期限は、満３歳の誕生日から小学校就学前までです。

２号認定は小学校就学前まで、３号認定は満３歳の誕生日の前々日までです。

保育認定は「保育の必要な事由」が必要になります。事由に該当しなくなった場合は月末までで認定が取消しとなり、認定が取消しになると園の利用ができなくなります。

年齢は、年度の初日（４月１日現在）の年齢で判定します。

【保育の必要な事由】

就労、妊娠・出産、保護者の病気・障がい、同居又は、長期入院等している親族の看護・介護、災害復旧、求職活動、起業準備、就学などの理由があります。

詳しくは９ページ「保育の必要な事由別：提出書類一覧表」をご覧ください。

【年齢別最長期間】

入園期間は、最長で下表のとおりです。

生　年　月　日	年齢	終了予定日
令和３年４月２日～令和４年４月１日	５歳	令和１０年３月３１日
令和４年４月２日～令和５年４月１日	４歳	令和１１年３月３１日
令和５年４月２日～令和６年４月１日	３歳	令和１２年３月３１日
令和６年４月２日～令和７年４月１日	２歳	令和１３年３月３１日
令和７年４月２日～令和８年４月１日	１歳	令和１４年３月３１日
令和８年４月２日～令和９年４月１日	０歳	令和１５年３月３１日

○施設一覧（私立・公立）

※令和８年９月現在（変更する場合があります。）

【保育園】

	施設名	受け入れ年齢	定員（予定）（人）	住所・電話番号	開所時間	保育時間
私立	ようろう保育園	３ヶ月～５歳	45	小倉 419-1(仮園舎) ３４－２５５８	７：30 ～ 18：30	保育短時間 ８：00～ 16：00 保育標準時間 ７：30～ 18：30
	めぐみ保育園	３ヶ月～５歳	25	小倉９３０番地８ ３２－０３９３		
	下笠保育園	３ヶ月～5 歳	80	下笠１１７１番地１ ３５－２１２８	７：00～ 18：30	

【小規模保育施設】

	施設名	受け入れ年齢	定員（予定）（人）	住所・電話番号	開所時間	保育時間
私立	高田保育園	６ヶ月～2 歳	12	高田３８７５番地１３ ４７－５１８０	７：30 ～ 18：30	保育短時間 ８：00～ 16：00 保育標準時間 ７：30～ 18：30
	小規模保育園 おひさまっこ	６ヶ月～2 歳	12	大坪３６０番地１ 84－2115		

【認定こども園】

	施設名	受け入れ年齢	定員（予定）(人)	住所・電話番号	開所時間	保育時間
私立	池辺こども園	３ヶ月～5 歳	80	瑞穂１３０番地３ ３７－２１０６	７：30 ～ 18：30	保育短時間 ８：00 ～ 16：00 保育標準時間 ７：30 ～ 18：30
公立	養老こども園	３歳～5 歳	90	高田２３１番地１ ３２－０９１３		
	広幡こども園	10 ヶ月～5 歳	60	口ヶ島１９１番地１ ３２－１６２１		
	船附こども園	10 ヶ月～5 歳	80	船附 1149 番地４ ３５－２１２９		
	養北こども園	10 ヶ月～5 歳	95	飯田２１９番地 ３４－１４７４		
	日吉こども園	３歳～5 歳	45	宇田６６番地 ３４－１０１０		

○教育・保育施設の主な１日の流れ （私立は各園にお問い合わせください。）

<table>
<tr><td colspan="4">１日の流れ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">時間</td><td colspan="3">認定こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【教育標準時間】
９：00～14：00</td><td colspan="2">保育園・小規模保育施設（３号のみ）</td></tr>
<tr><td>【保育短時間】
８：00～16：00</td><td>【保育標準時間】
７：30～18：30</td></tr>
<tr><td></td><td>【1 号認定】
３歳以上児</td><td>【２号認定】
３歳以上児</td><td>【３号認定】
３歳未満児</td></tr>
<tr><td>7:30</td><td rowspan="11"></td><td colspan="2">標準時間　登園</td></tr>
<tr><td>8:00</td><td colspan="2">短時間　登園</td></tr>
<tr><td>9:00</td><td>○持ち物整理</td><td>○持ち物整理</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○登園</td><td rowspan="3">○朝のスキンシップ
○おやつ
○友達と遊ぶ
○給食
○午睡（通年）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○朝のひととき</td></tr>
<tr><td>11:20</td><td colspan="2">○指導計画に基づく教育・保育</td></tr>
<tr><td>11:50</td><td colspan="2">○給食</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○帰りのひととき
○降園</td></tr>
<tr><td>14:00</td><td>○午睡（夏季のみ）
○友達と遊ぶ</td><td rowspan="3">紙芝居・手遊び・絵本</td></tr>
<tr><td></td><td>○おやつ</td></tr>
<tr><td>16:00</td><td colspan="2">短時間　降園</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">標準時間　降園</td></tr>
<tr><td>18:30</td><td colspan="2">延長保育終了</td></tr>
</table>

【教育・保育認定の休日と給食】

項　目	１号認定	２号認定	３号認定
休　日	土日・祝日・年末年始 春休み・夏休み・冬休みあり	日曜・祝日・年末年始	
給　食	完全給食（おやつ：なし）	完全給食＋おやつ （午後１回）	完全給食＋おやつ （午前１回／午後１回）

【一時預かり　１号認定対象】（公立）

利用対象者　家庭の事情等で家庭での保育が困難な１号認定の在園児。

利用方法　一時預かりを希望される人は、園へ直接申込みください。

その他　利用料に給食費・おやつ代を含みます。

区分	実施時間	利用料（日額）	給食	おやつ
園が開設している平日 （月～金）	７：３０～９：００	200 円	×	×
	14：00～16：00 まで	600 円	×	○
	14：00～18：00 まで	1,000 円	×	○※
長期休業日の平日 （月～金）	７：３０～９：００	200 円	×	×
	９：00～14：00 まで	1,700 円	○	○
	９：00～16：00 まで	2,300 円	○	○
	９：00～18：00 まで	2,700 円	○	○※

※午後５時以降お迎えの場合、２度目のおやつ有

※保育の必要性があり、施設等利用給付認定の申請をし、認定を取得した場合、日額 490 円（月上限あり）が無償化の対象となります。

令和９年度４月からの施設等利用給付を希望する人は、２月１５日（月）までに申請してください。

【延長保育　２・３号認定対象】（公立）

利用対象者	短時間認定（８：００～１６：００）を超えて保育を希望する短時間認定の在園児童。
利用方法	園にて申し込みが必要です。延長保育料は利用実績に基づき翌月に請求されます。 詳しくは、在園施設に直接お尋ねください。
延長保育料	３０分　１００円

※私立こども園・保育園・小規模保育施設については、各園にお問い合わせください。

【土曜日共同保育　２・３号認定対象】（公立）

平成３０年度より公立こども園では、指定された１園でのみ土曜保育を行う、「土曜日共同保育」を実施しています。

利用対象者	在園児童で土曜日に保育の必要性（現在保育認定を受けている事由）がある場合のみ利用可能（父母がいる場合は両親とも）
実施園	養北こども園　※養北こども園で実施できない場合は、船附こども園で実施
利用方法	利用を希望する前月１０日までに在籍園に申請書を提出 ※土曜日に保育の必要性があることが確認できない場合は、別途就労証明書（土曜保育用）等の提出が必要です。
費用	別途利用者負担（保育料）は必要なし、但し平日同様に延長保育料は必要
持ち物	着替え・お昼寝布団など利用される方に連絡 ３歳以上児は、主食（ごはん）※食物アレルギーの状況によりお弁当持参の必要あり

（私立）一時預かり・延長保育・土曜保育については、私立各園に直接お尋ねください。

○園での対応について

【アレルギー・離乳食】

アレルギー体質のお子さんの給食にも大量調理を行う上でできる範囲で配慮しますので、事前に子ども課または、各園にご相談ください。

離乳食については、家庭での離乳食の進み具合に合わせて、安全に提供できる範囲で対応します。提供できる食材はご家庭で食べたことがある食材であることが前提になります。母乳の持ち込みはできません。

（公立園での対応）

- 公立園に入園を希望される方で、こども園の給食及びおやつにおいて、食物アレルギーの対応を希望される方は、保護者による所定の書類（「食物アレルギー給食対応（変更）申請書」）と医師による所定の書類（「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」）の提出が必要です。
- 事前把握のために入園申し込み時に「食物アレルギーに関する調査票」を合わせて提出してください。
- 食物アレルギーの対応は、基本「除去食」となります。
- 食物アレルギーの対応において、制限食品に調味料を含む場合や、制限食品が複雑多岐にわたり、給食での対応が困難な場合には、保護者がその一部またはすべてを持参していただく場合（弁当の持参）もあります。

【障がい児保育】

集団保育が可能であると認められる障がい児の受け入れを行います。利用可能であるかの調査のため、事前相談をしていただく必要があり、園での面接・医師の意見書等の提出等をお願いすることがあります。

公立園の入園申し込み時には、「心身状況表」を合わせて提出してください。

詳しいことは、各園または役場子ども課までお問い合わせください。

【ならし保育】

乳幼児は、急激な環境や生活変化に適応しにくいものです。分離不安、情緒不安、恐怖心、心身の疲労をやわらげ、徐々に集団生活に慣らすため、入園当初は、降園時間を早くする「ならし保育」を実施しています。時間等実施の方法については、各園により異なりますので直接お問い合わせください。

また、就労開始日が、月の途中であっても月初から入園して、ならし保育を実施することが可能です。

※入園式前の利用も可能ですので、各園にお尋ねください。

【園との連絡】

園からの連絡は、毎月の「園だより」その他の印刷物及び掲示板や「コドモン」・「すぐーる」などで行います。

園への連絡がある場合は、毎日の送迎時等に職員にお申し出ください。

【臨時休園等の場合】

（公立）　「警報」　養老町に警戒レベル３相当以上（氾濫、大雨、土砂災害、高潮）、暴風、暴風雪、大雪の警報が発表された場合はすべて自宅待機となります。また、災害等、様々な理由によりライフライン（電気、水道、ガス）が停止した場合は休園となります。

「感染症」　新型コロナウイルスをはじめとした、感染症（インフルエンザ等）に園児が感染した場合、園医や保健所等と相談の上、臨時休園等の感染拡大防止策をとることがあります。

（私立）　私立各園に直接お尋ねください。

○その他

【一時保育】（公立）　※私立については、各園にお問い合わせください。

利用対象者	仕事や家族の病気・通院、冠婚葬祭、家庭の事情等で家庭での保育が一時的に困難となる町内在住の１歳以上の未就園児
利用方法	一時保育を希望される人は、園へ直接申込みください。
その他	園行事等の状況により、利用できないことがありますのでご了承ください。 ３歳未満児は午前利用の場合のおやつ代がかかります。午後のおやつ代は利用料に含まれています。

区分	実施時間	利用料			
		４時間以内	８時間以内	給食（利用ありの場合）	おやつ（午前利用の場合）
３歳未満児	開所時間 ７：30～18：30	1,000 円	2,000 円	＋300 円	＋100 円
３歳以上児		1,000 円	2,000 円	＋300 円	

病児・病後児保育を実施しています

病児・病後児保育事業は、病気やケガで集団生活が難しく、保護者が勤務・疾病等により家庭で保育が困難な児童を一時的にお預かりする制度です。３人以上のお子さんを扶養する世帯は利用料の減免や補助金もありますので、ご活用ください。

※利用には事前登録が必要です。詳しくは実施施設にお問合せください。　（詳しくはこちら）

養老町『病児保育園 Support you』TEL：0584-84-8130

※協定の締結により岐阜市、羽島市、海津市、瑞穂市、垂井町、大野町の施設も利用できます（令和８年８月時点）。

入園の申し込みの流れ（令和９年４月新規入園の場合）

１．　入園説明会

町子ども課　→　保護者

説明会で令和９年度の入園申込書等が配布されます。
入園説明会に参加できない人も園や役場子ども課で入園申込書等を入手することができます。

２．　書類の記入・添付書類の準備

保護者

必要書類については、10 ページ「認定申請・入園申込に必要な提出書類」をご覧ください。
保護者（両親もしくはひとり親）の「⑥状況申告書」には、必ず添付書類もしくは証明が必要です。早めにご準備ください。

３．　書類の提出（一次募集）

保護者　→　町子ども課／私立こども園・保育園

１０月１日（木）から１０月１５日（木）まで（１０月3.4.１１.１２日を除く）

入園希望園	受付場所	時間
公立こども園 小規模保育施設	役場子ども課	平　　日　　９：００～１７：００ １０日（土）※予約制 （役　場）９：００～１２：００ （私立園）９：００～１２：００
私立保育園	役場子ども課 入園を希望する園	
私立こども園	入園を希望する園	

〇9日（金）は、児童館（養老町福祉センター内）でも受付します。
時間：９：００～１１：４５　※私立こども園の受付はできませんが書類の確認は可能です。
※入園を希望する園（公立・私立）でそれぞれ書類提出先が異なりますのでご注意ください。
※すべての書類が整っていないと受け取りができません。
※提出時にはマイナンバー提示・本人確認等を行いますので、別途必要な書類があります。
※詳しくは、10 ページ「認定申請・入園申込に必要な提出書類」をご覧ください。

４．　書類審査・認定

町子ども課

提出された書類を基に審査を行い、町が認定区分を決定します。
また、入園の可否について、１号認定は園が、２・３号認定は町が決定します。

◆入園申込数が定員を超えた園について◆

１号・・・＜公立＞抽選を行います。その場合は、抽選日等直接対象者の方に連絡します。
抽選は 11 月上旬頃を予定しています。
＜私立＞選考方法は各園にお尋ねください。
２・３号・・11 ページ「選考基準（利用調整）について」を基に、利用調整を行います。
※「②保育所等入所申込書」の[利用を希望する施設名欄]の第３希望までをもとに利用調整を行いますので、必ず記入してください。
※第１希望の選考から漏れた方には、わかり次第個別に連絡させていただきます。
※利用調整の状況は、町のホームページでお知らせします。

※入園後のお子さんの生活についてご心配な点は、随時各園にご相談下さい。

５．　「支給認定決定通知書」（または支給認定証）・「入所承諾書」が届きます（１月上旬）

町子ども課　→　保護者

決定の認定区分が明記された「支給認定決定通知書」または支給認定証・「入所承諾書」が届きます。大切に管理してください。

＜入園決定後は園ごとに入園説明会や半日入園が行われます。＞

６．　「利用者負担額（保育料）決定通知書」が届きます（３月下旬から４月上旬）

町子ども課　→　保護者

利用者負担額決定通知書が郵送されます。
利用者負担額については 12～14 ページをご覧ください。

○４月入園（一次募集）の期間を過ぎてしまった場合

４月入園は、定員に空きがある園において、追加の募集を行います。
〈二次募集〉令和８年１１月１６日（月）から令和8年１１月３０日（月）
〈三次募集〉令和９年　１月１２日（火）から令和９年　１月２５日（月）
※１月２６日以降は定員に空きがある園において申込を受付けます。詳しくは子ども課までお問合せください。

○年度途中の入園希望について

定員に空きがある園においては、入園希望月ごとに随時申込みを受付し、利用調整のうえ決定します。
申込みに必要な書類が全て提出されたことをもって申込完了となりますので、受付期間中に申込書類一式を整えて、役場子ども課または入園希望施設へご提出ください。

＜通常受付期間一覧表＞

入園希望月	通常受付期間
５月入園	令和９年　３月１６日 ～ 令和９年　４月１５日
６月入園	令和９年　４月１６日 ～ 令和９年　５月１４日
７月入園	令和９年　５月１７日 ～ 令和９年　６月１５日
８月入園	令和９年　６月１６日 ～ 令和９年　７月１５日
９月入園	令和９年　７月１６日 ～ 令和９年　８月１３日
１０月入園	令和９年　８月１６日 ～ 令和９年　９月１５日
１１月入園	令和９年　９月１６日 ～ 令和９年１０月１５日
１２月入園	令和９年１０月１８日 ～ 令和９年１１月１５日
１月入園	令和９年１１月１６日 ～ 令和９年１２月１５日
２月入園	令和９年１２月１６日 ～ 令和１０年 １月１４日
３月入園	令和１０年 １月１７日 ～ 令和１０月 ２月１５日

産休・育休明け等で職場復帰や就労開始が確定している人を対象に、通常受付期間とは別に予約受付期間を設けています。
詳しくは、下記をご確認ください。

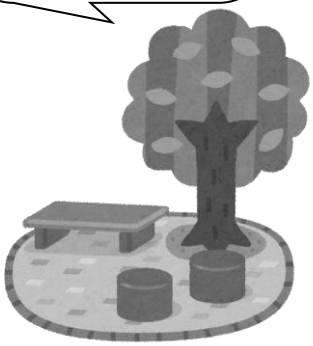

【産休・育休明け等の入園希望について】

産休・育休明け等で年度途中に職場復帰や就労開始が確定している保護者が入園を希望する場合、下記の期間において予約申込ができます。予約申込については、入園希望園に空きがある場合に限り、期間内に必要書類が揃った方から先着順の申込となります。また、私立園については、事前に必ず私立園にご確認ください。予約申込は、役場子ども課まで。なお、予約の対象とならない人の受付は、通常受付期間となります。

≪予約受付期間一覧表≫

入園希望月	予約可能期間	職場復帰または就労開始日が下記期間内であること
５月入園	令和８年１２月１６日 ～令和９年　２月１５日	令和９年　５月中
６月入園	令和９年　１月１８日 ～令和９年　３月１５日	令和９年　６月中
７月入園	令和９年　２月１６日 ～令和９年　４月１５日	令和９年　７月中
８月入園	令和９年　３月１６日 ～令和９年　５月１４日	令和９年　８月中
９月入園	令和９年　４月１６日 ～令和９年　６月１５日	令和９年　９月中
１０月入園	令和９年　５月１７日 ～令和９年　７月１５日	令和９年１０月中
１１月入園	令和９年　６月１６日 ～令和９年　８月１３日	令和９年１１月中
１２月入園	令和９年　７月１６日 ～令和９年　９月１５日	令和９年１２月中
１月入園	令和９年　８月１６日 ～令和９年１０月１５日	令和１０年　１月中
２月入園	令和９年　９月１６日 ～令和９年１１月１５日	令和１０年　２月中
３月入園	令和９年１０月１８日 ～令和９年１２月１５日	令和１０年　３月中

○保育園・認定こども園選択フローチャート（参考）

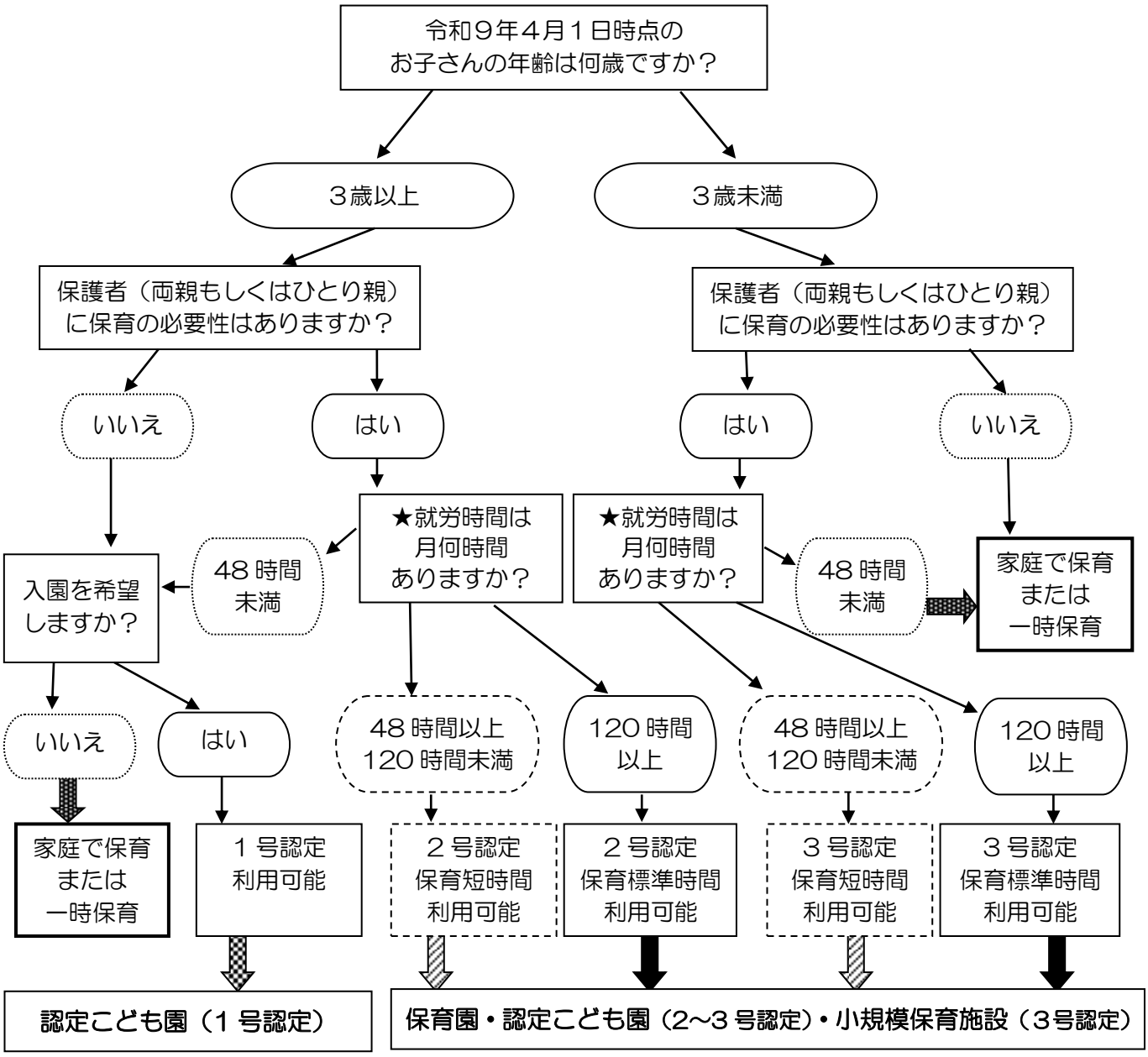

概要と特徴

・教育を希望する幼児（３歳以上）が対象です。
・土曜、日曜、祝日休みです。
・小学校と同じように夏休み、冬休み、春休みがあります。

概要と特徴

・保護者が★保育を必要とする事由（就労、妊娠出産、病気障害、同居等親族の看護・介護・育児休業など）に該当するため、家庭での保育が欠ける状態となる乳幼児（３カ月～５歳）が対象です。
・保育を必要とする事由により、利用できる保育時間が異なります
・園によって受け入れ可能な月齢が異なります。

保育園とは？・・・・・保育認定を受けたお子さんを毎日一定の時間、保護者にかわって保育（養護と教育）する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

認定こども園とは？・・就学前のお子さんに教育と保育を一体的に提供する、従来の幼稚園と保育園の機能を併せ持った施設です。

小規模保育施設とは？・０～２歳児を対象とした、定員が６人以上 19 人以下の少人数で行う保育施設です。

○保育の必要な事由別：提出書類一覧表

保育の必要な事由 利用できる時間	●保育が必要な事由の具体例／□提出書類
(1) 就労 【保育短時間】 就労48時間～ 120時間 【保育標準時間】 就労120時間以上	**●保護者が日常的に仕事をしているため、児童の保育ができない場合** **勤務（自営・家族経営以外）** □⑥状況申告書 □⑦就労証明書　・会社勤めの人は会社の証明が必要になります。 **自営・家族経営**・・・本人・親族が代表者の場合 □⑥状況申告書　□⑦就労証明書 （法人の場合） □⑦就労証明書の署名欄に代表者印（会社実印）を押印してください。 （法人でない場合） □令和７年または令和８年分の確定申告書（第一表・第二表）の写し　※1 **※親族が代表者の場合、事業専従者欄に保護者名があるもののみ有効です** **農業** □⑥状況申告書　□⑦就労証明書 □令和７年または令和８年分の確定申告書（第一表・第二表）の写し　※1 （農業申告をしている事業主の方のもの） **※親族が代表者の場合、事業専従者欄に保護者名があるもののみ有効です** □耕作証明書（事業主の方のもの）　・・・*経営農地が5000㎡必要。*
(2) 妊娠・出産 【保育標準時間】 認定期間： 産前６週間前の月初～ 産後８週間後の月末まで	**●保護者が産前産後のため**　※多胎の場合：産前１４週間前 □⑥状況申告書 □母子手帳の写し ・表紙と出産予定日がわかるページをコピーしてください
(3) 保護者の病気 【保育標準時間】	**●保護者が病気・負傷の状態にあるため** □⑥状況申告書 □医師の診断書・・・⑥状況申告書（裏面）
(4) 保護者の障がい 【保育標準時間】	**●保護者の心身に障がいがあるため** □⑥状況申告書 □医師の診断書・・・⑥状況申告書（裏面） □身体障害者手帳、療育手帳などの写し
(5) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 【保育標準時間】	**●同居人又は親族に疾病等があり、保護者が看護・介護を行う必要性があるため** □⑥状況申告書 （看護の場合） □医師の診断書　□民生委員等の証明　・・・⑥状況申告書（裏面） （介護の場合）※介護認定の無いものは無効 □介護保険証写し　□民生委員等の証明・・・⑥状況申告書（裏面） （共通：別居の場合） □別居親族の看護・介護申立書
(6) 災害復旧 【保育標準時間】	**●火災や地震等により家屋に破損があり、その復旧のため** □⑥状況申告書　□罹災証明書など
(7) 求職活動 【保育短時間】 認定期間：３ヶ月間のみ （期間の延長なし）	**●保護者が求職活動中のため** □⑥状況申告書 □ハローワークの登録証など求職状況の分かるもの ３ヶ月目の１５日までに就労証明書が提出されれば、就労での認定となり入園期間が延長できます。**就労できなかった場合、求職活動での認定期間の延長はできません。**
(8) 起業準備 【保育短時間】 認定期間：3ヶ月間のみ	**●保護者が起業準備のため** □⑥状況申告書　□起業準備の場合事業計画など
(9) 就学 （職業訓練校等における職業訓練を含む） 【保育標準時間】	**●保護者が就学のため** □⑥状況申告書 □在学証明書、合格通知など
(10) 育児休業 【保育短時間】	**●保護者が入園対象児童以外の子の育児休業を取得しているため** □⑥状況申告書　□⑦就労証明書 ※№9、11 欄に証明が無いものは無効

○共通事項：状況に応じて、上記以外の書類の提出を依頼する場合があります。

※1 入園申込をされる時期によって提出する確定申告の年が異なります。詳しくは子ども課までお問合せください。

○認定申請・入園申込に必要な提出書類

※提出書類は消せないボールペンで記入してください。
※訂正は、修正テープは使用せず二重線で消してください。
※⑥状況申告書裏の診断書・証明書、⑦就労証明書の訂正は、記入者の訂正印が必要です。
※ ①支給認定申請書・②入園申込書は、入園申し込みされるお子さん１名につき１部ずつ提出してください。
※⑦就労証明書等、その他の添付書類は、きょうだいがいる場合はコピーしてそれぞれに添付してください。**（きょうだいが２名以上の場合は長子の申込書に原本を添付してください。）**

【はじめて保育園等に入園する場合】

２・３号認定 ★個人番号の確認が必要です。 個人番号確認のために必要なものへ	□ ①施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書 □ ②保育所等入所申込書 □ ⑥状況申告書（両親またはひとり親の分） □ ⑦就労証明書（両親またはひとり親の分） （保育の必要な事由によって必要書類が異なります。詳しくは前ページの「保育の必要な事由別：提出書類一覧表」をご覧ください。） □ ⑧保育料減免（軽減）に関する申出書
１号認定 ★個人番号の確認が必要です。 個人番号確認のために必要なものへ	□ ①施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書 □ ②保育所等入所申込書 □ ⑧保育料減免（軽減）に関する申出書

【共通：該当する場合のみ】

世帯所得割課税額が 77,100 円以下の在宅障がい児（者）のいる世帯	□ ⑨保育所等利用者負担額減免申請書 □ 障がい者手帳の写し
世帯所得割課税額が 77,100 円以下のひとり親世帯	□ ⑨保育所等利用者負担額減免申請書 □ 児童扶養手当の証書の写し、福祉医療受給者証（母子・父子）の写し、または、戸籍謄本
申し込み時点で、 養老町に住所のないひと	□ ⑩転入確約書 □ 令和８年度市町村民税所得課税証明書又は令和８年度住民税決定通知書 （マイナンバー情報連携が不可能な場合のみご連絡いたします。）

○個人番号確認のために必要なもの

保護者（申請者）本人が提出する場合	①から③のいずれか ①個人番号カード ②個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証などの身分証明書類 ③通知カード注)１ と運転免許証などの身分証明書類
代理人（上記以外の人）が提出する場合	１・２及び３の①から④のいずれか 1.委任状（＜代理人が提出する場合＞の欄に記入） 2.代理人の運転免許証などの身分証明書類 3.保護者（申請者）本人の番号確認書類 ①個人番号カード ②個人番号が記載された住民票の写し ③通知カード 注)１ ④①～③の写し

注１ 原則、通知カードでの確認は受付できません。なお、通知カードの記載内容（住所等）と現在の状況が令和２年５月２５日以前と変更がないもののみ確認書類として有効です。

○選考基準（利用調整）について

【基本点数表】

事　由	保護者の就労等の形態又は状況			点数
就　労	月 20 日以上		１日８時間以上の就労	+20
			１日６時間以上８時間未満の就労	+18
			１日４時間以上６時間未満の就労	+16
	月 16 日以上		１日８時間以上の就労	+18
			１日６時間以上８時間未満の就労	+16
			１日４時間以上６時間未満の就労	+14
	上記に該当しないが月 48 時間以上の就労			+10
妊娠・出産	母が出産又は出産予定日の６週前から産後８週間の期間			+20
病気・障がい	病気		概ね１月以上入院を要する	+18
			概ね１月以上寝たきり状態	+18
			概ね１月以上の安静を必要とする	+16
			治療のために定期通院を要する	＋８
	障がい		身体障害者手帳 1～2 級	+18
			精神障害者保健福祉手帳 1 級	+18
			療育手帳 A	+18
			身体障害者手帳 3～4 級	+16
			精神障害者保健福祉手帳 2～3 級	+16
			療育手帳 B	+16
同居親族等の介護・看護	概ね 1 月以上親族の入院の付添い 障がい児(者）や同居の親族の介護等		120 時間以上	+18
			120 時間未満	+14
	同居の親族の長期居宅療養等の看護		120 時間以上	+14
			120 時間未満	+12
災害の復旧	火災その他の災害復旧にあたっている者			+20
求職活動 起業準備	求職または起業のため常に外出している。			＋６
就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学している。			+18
育児休業	保護者が育児休業を取得している。			+8
虐待・DV	町長が特に必要な状態にあると認める場合		※当該児童・世帯の状況に応じ、点数を付けず別途判断。	
その他	上記に類する状態にあると町長が認める場合			

【調整点数表】

ひとり親世帯	+25
生活保護世帯	+10
保護者が産休又は育休から復職と同時に施設利用希望の場合	＋２
既に兄弟姉妹が入所(利用)している場合	＋６
兄弟姉妹が同時に申込みをしている場合	＋４
児童が障がいを有する場合	＋４
住所の小学校区にある施設への入所を希望	＋４
小規模保育事業等の卒園児童	＋３
保育料の滞納がある場合	−10

【同一点時の優先順位表】

1	町在住者(転入予定者を除く)を優先する
2	外勤(自営業以外)と自営業の場合では，外勤(自営業以外)を優先する
3	未就学児の人数が多い世帯を優先する
4	同一世帯内における第３子以降を優先する
5	祖父母の居住地について，不存在又は町外に居住している人を優先する

○利用者負担額（保育料）について

・利用者負担額（保育料）は、国が定める基準を上限に市町村が定めることとされており、保護者の所得に応じて市町村民税を基に決定します。
・保育料算定の為に用いる市町村民税額には住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除、配当控除、外国税控除、特別減税などは適用しません。
・また、保護者の収入が一定基準に満たない場合で、児童の祖父母と同居の場合、家計主宰者との合算となります。
・受益者負担の公平性を確保するため利用者負担額（保育料）が納期限内に納付されない方を対象に町が支給する児童手当から保育料を直接徴収（特別徴収）します。
・利用者負担額（保育料）については、直近の所得の状況を反映させる観点から、住民税の賦課決定後に再算定を行い、年度途中の９月に利用者負担額を切り替えます。具体的には４月から８月までは前年度分、９月から３月までは当年度分の課税額により決定します。再算定後の保育料を８月に通知させていただきます。

（例：令和９年度の場合）

４月　５月　６月　７月　８月　９月　１０月　１１月　１２月　１月　２月　３月

① 令和８年度の市町村民税に基づく保育料 （令和７年の収入状況により算出） （R7.1.1～R7.12.31）	②令和９年度の市町村民税に基づく保育料 （令和８年の収入状況により算出） （R8.1.1～R8.12.31）

令和８年１月１日時点で養老町に住民登録がない人は、マイナンバー情報連携により１月１日時点の住所地に課税状況を照会させて頂きます。情報連携できない場合は、「市町村民税所得課税証明書」又は「住民税決定通知書の写し」の提出をお願いいたします。
（令和９年７月頃）

・住民登録がない・未申告等の理由により算定の期日までに課税状況が確認できない場合は、利用者負担額（保育料）を最上階層の第８階層に設定させていただくことになりますのでご注意ください。

○幼児教育・保育の無償化について

・３歳児～５歳児の保育料が無償化になります。
（３歳到達と同時に１号認定を取得した場合は２歳児であっても無償化の対象となります。）
・０歳児～２歳児は市町村民税非課税世帯の保育料が無償化になります。
・給食費（主食代・副食代）は、保護者の負担となります。（３号認定を除く）
　ただし・・・
　年収３６０万円未満相当の世帯のお子様及び第３子以降のお子様は副食代も減免となります。
・通園送迎費、行事費、保護者会費などは今まで通り、保護者の負担となります。
・保育料の無償化、副食代の減免について、申請が必要となる場合があります。詳しくは、子ども課までお尋ねください。

※公立の給食費は、変更になる場合があります。変更の際は改めてお知らせします。

項　目	１号認定	２号認定	３号認定
利用者負担額	無償化	無償化	令和８年度と同額の予定 住民税非課税世帯は無償化
給　食 （公立の負担）	主食代：８００円 副食代：３，２００円 給食費：４，０００円	主食代：８００円 副食代：４，２００円 給食費：５，０００円	なし
上記のほかに、園の運営活動のため、園独自の費用等を徴収することがあります。			
（私立）給食（給食費・副食代・主食の提供・献立等）及び園独自の費用や送迎バスを利用される場合については、各私立園にお問い合わせください。			

※２歳児で１号認定を取得した場合の給食費は 5,000 円の負担となります。（公立）

○利用者負担額（保育料）の多子軽減について

【２号・３号認定】

第３階層～第４－１階層	子どもの年齢に関わらず、第２子半額　第３子以降無償化
第４－２階層以降	小学校就学前の児童で最年長者を第１子と計算し、 入園児童が第２子の場合半額、第３子以降の場合無償化

※「ひとり親世帯」「在宅障害者世帯」

第３階層～第４－２階層の ひとり親世帯等	子どもの年齢に関わらず、第２子以降無償化

※岐阜県第３子以降無償化事業

第４－２階層～第４－３階層	同一支給認定保護者が監護する 18 歳までの児童が３人以上おり、３人目以降が入園児童の場合、保育料無償化。以上児の場合、副食費免除。 （該当する場合は、申請書の提出が必要です。） ★【岐阜県第３子以降無償化事業】

○１号（認定こども園）
利用者負担額（保育料）（令和９年度（案））・副食代減免対象一覧表

※第３子のカウントは小学校３年生までの子でカウントします。　　月額　単位：円

階層区分			養老町利用者負担額	副食代減免対象			国が定めた上限額
				第１子	第２子	第３子	
第１	生活保護世帯		０	減免対象	減免対象	減免対象	０
第２	市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課世帯含む）		０	減免対象	減免対象	減免対象	０
第３	市町村民税所得割課税額	77,100 円以下	０	減免対象	減免対象	減免対象	０
第4-1		77,101 円以 96,999 円以下	０			減免対象	０
第4-2		97,000 円以 211,200 円以下	０			減免対象	０
第５		211,201 円以上	０			減免対象	０

すべてが無償化の対象となるわけではなく、給食費や教材費、行事費、バス送迎費など対象とならない費用があります。

○2号・3号（保育園等）
利用者負担額（保育料）（令和９年度（案））・副食代減免対象一覧表

※第３子のカウントは小学校就学前までの子でカウントします。　月額　単位：円

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額			副食代減免対象			国が定めた上限額		
階層区分		３歳未満児		３歳以上児				３歳未満児		３歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	保育標準・短時間	第1子	第2子	第3子	保育標準時間	保育短時間	保育標準・短時間
第1	生活保護世帯	0	0	0	減免	減免	減免	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	減免	減免	減免	0	0	0
第3（減免）	市町村民税所得割課税額48,600 円未満の「ひとり親世帯」及び「在宅障害児(者)世帯」	4,500	4,500	0	減免	減免	減免	9,000	9,000	0
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	16,200	14,200	0	減免	減免	減免	19,500	19,300	0
第4-1	市町村民税所得割課税額48,600～57,700円未満	23,800	21,800	0	減免	減免	減免	30,000	29,600	0
第4-1第4-2（減免）	市町村民税所得割課税額77,101円未満の「ひとり親世帯」及び「在宅障害児(者)世帯」	4,500	4,500	0	減免	減免	減免	9,000	9,000	0
★第4-2	市町村民税所得割課税額57,700～77,101円未満	23,800	21,800	0			減免	30,000	29,600	0
★第4-3	市町村民税所得割課税額77,101～97,000円未満	23,800	21,800	0			減免	30,000	29,600	0
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	27,100	25,100	0			減免	44,500	43,900	0
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	30,800	28,800	0			減免	61,000	60,100	0
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	35,100	33,100	0			減免	80,000	78,800	0
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	40,600	38,600	0			減免	104,000	102,400	0

（年齢は、４月１日現在の満年齢）

※すべてが無償化の対象となるわけではなく、給食費や教材費、行事費、バス送迎費など対象とならない費用があります。

○他市町村の園の利用について

【広域入所】

保護者の勤務先等の事情により、養老町以外の他市町村の施設にも入園することができます。
保育料も養老町の定めた金額を納めていただきます。ただし、受入する他市町村の状況により、ご希望に添えない場合があります。詳しくは、役場子ども課までお問い合わせください。

２号・３号認定の場合

保護者の勤務地が該当の他市町村にあり、勤務終了後、養老町内の各施設の保育時間までに迎えができない、里帰り出産をするなどの事情がある場合

１号認定の場合

特別な事情は必要ありません

○入園申込に必要な提出書類　（転園）

※提出書類は消せないボールペンで記入してください。
※訂正は、修正テープは使用せず二重線で消してください。
※⑥状況申告書裏の診断書・証明書、⑦就労証明書の訂正は、記入者の訂正印が必要です。
※ ①支給認定申請書・②入園申込書は、入園申し込みされるお子さん１名につき１部ずつ提出してください。
※⑦就労証明書等、その他の添付書類は、きょうだいがいる場合はコピーしてそれぞれに添付してください。**（継続が２名以上の場合は長子の申込書に、新規と継続の場合は、新規の申込書に原本を添付してください。）**

【すでに在園していて、園を変わる場合】

１号認定のまま	□　②保育所等入所申込書 □　⑧保育料減免（軽減）に関する申出書
２・３号認定のまま	□　②保育所等入所申込書 □　⑥状況申告書 □　⑦就労証明書 （保育の必要な事由によって必要書類が異なります。詳しくは９ページの「保育の必要な事由別：提出書類一覧表」をご覧ください。） □　⑧保育料減免（軽減）に関する申出書
１号から２号へ変更	□　②保育所等入所申込書 □　⑤支給認定変更申請書兼届出書 □　⑥状況申告書 □　⑦就労証明書 （保育の必要な事由によって必要書類が異なります。詳しくは９ページの「保育の必要な事由別：提出書類一覧表」をご覧ください。） □　従前の支給認定証（発行されている場合） □　⑧保育料減免（軽減）に関する申出書
２号から１号へ変更	□　②保育所等入所申込書 □　⑤支給認定変更申請書兼届出書 □　⑥従前の支給認定証（発行されている場合） □　⑧保育料減免（軽減）に関する申出書

※転園する場合は、在籍園からの退園届を提出してください（小規模保育園２歳児クラスの園児を除く）。

○注意事項・お知らせ

1. ①支給認定申請書のほか、すべての添付書類が提出されたことをもって入所申込完了です。添付書類に不備がある人、保育所入所基準、規則に反する人、または、**虚偽の申告があった場合は入所承諾を取り消す**ことがあります。

2. 園小連携について
   ５歳児の小学校へのなめらかな接続を目指した園小連携を小学校区ごとに小学校と保育園・こども園が交流をしています。
   校区以外の園に在園している園児さんも、保護者の方の送迎（公立）のご協力を得て、交流できるように配慮をしています。
   私立園の送迎については、各園にお尋ねください。

3. 「妊娠・出産」の人で、産後８週間を経過し認定が切れる場合について・・・
   家庭で保育ができるため産後８週間を経過した後、退園となります。ただし、３歳以上児のクラスの児童でこども園在園児は１号に変更することや、児童の発達上継続して入園することが適当だと考えられる場合は、手続きを経て認められれば入園を継続することは可能です。
   認定区分は、「保育短時間」で出生した児童が満１歳になる年度末まで認定期間を継続することができます。この期間中に、小規模保育施設の年齢上限到達により同地区の連携施設へ転園した場合（公立）、他に保育の必要性がなければ、１号認定になりますが、一時預かりの免除制度を併用し、保育短時間と同じ時間のお預かりをすることが可能です。
   必要な手続き及び添付書類について、詳しくは子ども課までお問い合わせください。

4. 記入方法や必要書類については、各施設、役場子ども課のお電話・窓口でもお答えしています。ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

5. 令和９年４月１日に保護者の住民登録が養老町にある事が申請の要件となります。
   申請時点で養老町に住民登録がない人で、４月１日までに保護者が養老町に転入されなかった場合は、４月からの入園はできません。

6. 保護者の住民登録を他市町村に残したまま、養老町の園に入園を希望される場合は「広域入所」となりますので、養老町では書類受付ができません。まずは、現在の住民登録のある住所地の役所へご相談ください。広域入所は、（１１月１６日）から受け付けます。

7. 施設等利用給付認定請求について
   認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポート事業）を利用する人が無償化の対象となるためには、事前に町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
   新制度未移行幼稚園を利用する人が無償化の対象となるためには、利用する幼稚園を通じて町へ申請し、認定を受ける必要があります。預かり保育を利用する場合は、「保育の必要性の認定」も必要です。詳しくは、子ども課までお問い合わせ下さい。

子育て情報は、養老町子育て応援サイト　ようろうっこ

（http://www.yorokko.jp）をご覧ください。

各園の情報（園だより等）・イベント情報や子育てに関することが掲載されていますので、是非ご覧下さい。

Memo